

## 第1回 埼玉県環境審議会

平成30年9月3日（月）

14時00分 開会

○司会 大変お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから平成30年度第1回埼玉県環境審議会を開会させていただきます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます埼玉県環境部環境政策課主幹の前田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

最初に、資料の確認をさせていただきます。

本日の議事資料につきましては、事前に郵送で送らせていただいておりますが、お持ちでない方がいらっしゃいましたら、事務局までお申し出ください。

それでは、資料につきまして、机上に配付している次第の裏のページに配付資料一覧ということでつけておりますので、そちらのほうで確認をさせていただきます。

### 〔配布資料の確認〕

以上でございますが、不足等ございませんでしょうか。

それでは、本日はこの8月の委員改選後、初めての審議会でございますので、各委員さんを委員名簿の順に、私のほうから御紹介をさせていただきます。

### 〔出席委員の紹介〕

なお、小川委員、藤吉委員、保倉委員、安原委員、横田委員、永島委員、田島委員におかれましては、所用のため欠席となっております。

それでは、ここで埼玉県環境部長の加藤より御挨拶を申し上げます。

○加藤環境部長 皆さん、改めましてこんにちは。

埼玉県環境部長の加藤でございます。

本日は、平成30年度第1回環境審議会を開催いたしましたところ、委員の皆様方におかれましては大変お忙しい中、また台風の接近等で足元の悪い中、御出席をいただきまして、本当に感謝を申し上げます。

また、委員の皆様方におかれましては、日頃からそれぞれのお立場におかれまして、本県の環境行政に多大なる御理解、御指導、御協力をいただいておりますことにつきまして、この場をお借りいたしまして重ねて御礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、本日の環境審議会でございますけれども、これは知事の諮問に応じまして環境に関する基本的事項等につきまして、調査、御審議をいただくというものでございまして、知事の諮問機関でございます。諮問事項以外にも、諮問に向けた準備、検討段階におきまして、審議会の御意見をお伺いしたい場合には、協議事項といたしまして付議をさせていただいていることもございます。

また、環境行政を進める上で重要事項につきましては、審議会に報告事項として報告をさせていただき、御意見をいただいているところもございます。

本日御審議をいただきますのは、報告事項が3件でございます。

1件目は、平成29年度における環境基本計画の進捗状況について、2件目が第12期埼玉県鳥獣保護管理事業計画の変更について、それから3件目が鳥獣保護区の期間更新等についてでございます。

委員の皆様方におかれましては、忌憚のない御意見、御審議を賜りますようお願いを申し上げます。甚だ簡単ではございますけれども、私からの御挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○司会 続きまして、県の幹部職員等を御紹介させていただきます。

〔県の幹部職員の紹介〕

続きまして、次第の2、会長等選出でございます。

(1) 会長及び副会長選出でございます。

本日配付しました埼玉県環境審議会規則を御覧ください。

会長及び副会長の選出につきましては、規則第5条第2項によりまして委員の互選により行うこととされております。いかがお取り扱いでしょうか。

よろしく申し上げます。

○森川委員 会長ですが、これまでも務めておられた小川先生がよろしいかと思っております。副会長ですが、藤吉先生がよろしいかと思います。

○司会 ただいま森川委員様から会長を小川委員に、副会長を藤吉委員に推薦するという御提案をいただきました。

小川委員、藤吉委員におかれましては、本日急遽、御欠席との御連絡をいただいておりますが、会長、副会長の就任につきましては、事前に御同意をいただいているところです。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○司会 ありがとうございます。

特段の異議がございませんので、それでは小川委員に会長、藤吉委員に副会長をお願いしたいと存じます。

埼玉県環境審議会規則第6条第1項の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますが、小川会長、藤吉副会長ともに御欠席となっておりますので、本日に限り宮崎あかね委員に議長をお願いしたいと存じます。宮崎委員、よろしく申し上げます。

〔議長、議長席へ移る〕

○宮崎（あ）議長 それでは、改めまして議事を進行させていただきます。

まず、(2)の温泉部会委員指名ですが、環境審議会規則第8条第2項によりまして、会長が指名することとなっております。委員の皆様の御専門の分野や御経歴などを勘案いたしまして、小川会長の意向を伺っております。

安原委員、藤川委員、佐野委員、日向委員、秋山委員、以上5名の委員に温泉部会委員をお願いしたいと存じます。

審議会本体の委員と温泉部会の委員、両方の委員を兼ねていただくことになり、大変お手数をおかけすることと存じますが、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、会議の公開でございますが、審議会は原則として公開することとされております。審

議事項等を考慮しましても、公開することは問題ないと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○宮崎（あ）議長 それでは、会議の公開を認めます。

本日の傍聴者はいらっしゃいますでしょうか。

○司会 本日はおりません。

○宮崎（あ）議長 それでは、次に進めさせていただきます。

次に、（３）議事録署名委員指名ですが、埼玉県環境審議会規則第10条第２項によりまして、本日の議事録署名委員を二人指名します。

森川委員、日向委員をお願いいたします。

よろしくをお願いいたします。

それでは、次第に従い、第４の議事に入ります。

本日は、報告事項が３件ございます。

まず、報告事項①平成29年度における環境基本計画の進捗状況についてです。

それでは、県からの御説明をお願いいたします。

○矢島環境政策課長 それでは、報告事項の１、平成29年度における環境基本計画の進捗状況について御報告をさせていただきたいと存じます。

恐縮ですが、着座にて説明させていただきます。

今回の審議会につきましては、８月から新たに委員になられた方もいらっしゃいますので、初めに環境基本計画の概要について御説明させていただければと存じます。

お手元でございます、埼玉県環境基本計画（概要版）と書かれたカラーのパンフレットを使わせていただいて、まず基本計画の概要を御説明したいと思います。

１ページ、左側の下段に埼玉県環境基本計画の概要がございます。埼玉県環境基本計画は、埼玉県環境基本条例の基本的な理念でございます「健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会の構築」、このような社会の構築を図るために、この条例の第10条の規定に基づきまして、具体的には環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定させていただいているものでございます。

平成7年度、最初の環境基本計画をつくらせていただいて、現在は第４次の基本計画を平成24年の7月に策定させていただいております。計画期間は平成24年度から平成33年度までの10年間です。平成28年度にちょうど計画期間の5年目、スタートから5年を迎えたということで、社会経済状況あるいは環境について状況が変化しているということで、その変化に対応するために計画期間の後半の5年間、具体的にいうと平成29年度から33年度、この間に実施する様々な施策について見直しを行わせていただいて、現在に至っているというものでございます。

２ページを御覧ください。

計画では、「低炭素」というキーワード、また「循環型」というキーワード、そして「自然共生」というキーワード、この各分野で県民の皆様方や各種団体、企業や行政などの各主体が協働して取り組みまして、「健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない持続的に発展することが

できる社会」、こういった社会を目指すというもので、そのための取組を整理したものでございます。

1枚めくっていただいて、3ページを御覧ください。

この計画で目指す社会、これを実現するために掲げた長期的な5つの目標、それぞれの目標を達成するための20の施策展開の方向、これを整理させていただいております。

具体的には、長期的な目標は、Ⅰ 新たなエネルギーが普及した自立分散型の低炭素社会づくり、Ⅱ 限りある資源を大切に作る循環型社会づくり、Ⅲ 恵み豊かな緑や川に彩られ、生物の多様性に富んだ自然共生社会づくり等です。5つの長期的な目標を、それぞれごとに様々な施策の方向性を1番の新たなエネルギー社会の構築から20番の環境科学・技術の振興と国際協力の推進まで体系的に整理をさせていただいたもの、こういった計画でございます。

5ページ以降は、それぞれの長期的な目標ごとに見開きで、それぞれ現況と課題を左側のページで整理して、施策展開の方向、そしてそれぞれの取組の中での主な施策指標（数値目標、それぞれの様々な取組を行うに当たって、その成果がどの程度上がっているのかを評価するための指標）を整理しております。5ページ、6ページが項目1のエネルギーの低炭素社会づくりであって、もう1枚めくっていただくと、7ページが循環型社会づくりであってということで、それぞれごとに整理をさせていただいたものです。後ほど御覧いただければと存じます。

ここまでが、簡単ではございますけれども、環境基本計画の概要ということでございます。

続きまして、平成29年度における環境基本計画の進捗状況、本日の報告事項の本題の部分でございますけれども、進捗状況につきまして、先ほどお話しした施策指標、数値目標の部分を御報告させていただきたいと存じます。

お手元の資料の報告事項1、右肩のほうに、A4の横で右上のほうに報告事項1という四角囲いになった資料がございます。表題が平成29年度における環境基本計画の進捗状況という表題でございます。こちらを御覧ください。

今回、この数値目標、施策の指標については34の項目を設定しておりますけれども、それぞれについて順調に推移している指標を○、計画改定時よりは改善している指標を△、あとは計画改定時よりも改善していない指標、これを×という形で、平成29年度の段階で評価をさせていただきました。それがこの1枚目の資料の真ん中の表でございます。

その下につきましては、施策展開の方向ごとの評価ということで、それぞれの個別の施策指標を政策的にある程度まとめたもの、これが施策展開の方向というものですけれども、それにつきまして方向ごとに順調に推移している施策はA、計画改定時より改善している施策はB、あとは改善していない施策はCと、そういった区分で整理をさせていただいております。

まず上段の表、34指標がございますけれども、平成29年度の実績は、このうち順調に推移している指標が24の項目、約7割でございます。あと、計画改定時よりは改善している、ただ順調とまでは言えないというふうなもの、これについては6項目、17%ほどでございます。また、計画改定の時よりも改善していないということで、こちらは×がついているのが4項目で約12%ほど、こういった状況でございます。

その下、施策展開の方向ごとの評価でございますが、これは20の方向性ありますけれども、その中

でAとして順調に推移しているものが14の項目、改善している項目が5、そして改善していないのが1というふうな形での評価でございます。

本来であれば、指標それぞれの進捗状況を個別に御説明すべきところではございますけれども、時間の都合もございますので、今整理させていただいた施策指標の評価の中で、計画改定時よりも改善をしていないという数字が4項目ほどございましたので、ここの部分について御説明をさせていただければと思います。

報告事項1の資料で、ホチキスどめになっておりまして、それぞれ進捗状況を表にまとめた資料がございますけれども、そちらの資料の2ページを御覧いただけますでしょうか。

上のところにはⅡ、限りある資源を大切に作る循環型社会づくりというタイトルがございますけれども、このページの中の一冊下の表、6 水環境の健全化と地盤環境の保全という施策の中での一番下の部分です。左側の表頭のところに指標の達成状況×とあります。

累積沈下量が4センチメートル未満の地盤観測基準点の割合の指標でございます。

こちらの指標につきましては、計画改定時の平成27年度に99.8%だった5年間の累積沈下量が4cm未満の地盤観測基準点の割合、これを計画最終年度の平成33年度までに100%にすることを目標としている指標でございます。平成29年度につきましては、対象となった574の地点中、加須市、幸手市の2つの地点で目標値を超えてしまいました。県東部は地盤が軟弱な地域が多く、地盤沈下しやすい傾向がございます。地盤沈下の大きな原因は、過剰な地下水採取でございますので、引き続き埼玉県生活環境保全条例に基づき、地下水採取の規制を継続してまいります。

続きまして、1枚めくって3ページを御覧ください。

7 川の保全と再生という指標のうち、「アユが棲める水質の河川の割合」「全国水質ワースト5河川（国土交通省直轄管理区間）」この2つの指標でございます。それぞれ達成状況は×になっております。

アユが棲める水質の河川の割合、こちらはBODが3mg/Lの河川の割合を計画改定時の平成27年度の89%から平成33年度までに93%とすることを目標とした指標でございます。全国水質ワースト5河川（国土交通省の直轄管理区間）につきましては、計画改定時の平成27年度は綾瀬川と中川が入っていましたが、それを平成33年度までに該当なしにすることを目標とした指標でございます。

1級河川のBODの測定結果につきましては、毎年、国土交通省が公表しており、そのデータをもとに全国水質ワーストランキングを埼玉県が独自に集計しております。昨今、生活排水対策が進みまして、BODが比較的高い河川の年度平均値は基準値の3mg/L近くになっております。そのため、小さな水質の変動でも達成割合が大きく異なり、特に降水量が少ない年は達成割合が低くなります。

平成29年度は基準となる平成27年度と比べて降水量が少ない時期が続き、河川流量が減少したことで水質が悪化いたしました。綾瀬川、中川流域の人口は多く、水源が農業排水や生活排水であるため、冬の間は河川流量が減少することで水質が悪化する傾向にございます。

今回、ワースト5に入った理由でございますが、ワースト5の河川の水質は大きく改善してきておりまして、ワースト5以外の河川との差が極めて小さくなってきております。そのため、わずかな水質の変化が順位に大きく影響を及ぼすようになってきております。加えて、平成29年度は荒川流域が

濁水となったということも理由の1つと考えております。

県内河川の汚濁原因の75%は生活排水が由来とされております。水質は着実に改善してきていることから、合併処理浄化槽への転換、公共下水道の整備などの生活排水対策が効果を現してきたと考えております。これらの対策を引き続き継続してまいります。

なお、この2つの項目、指標につきましては、後ほど出てまいります。項目12、公共用水域・地下水及び土壌の汚染防止に係る指標についても、この2つの指標を再掲で掲げておりますので、同様の記載をさせていただいております。

続きまして、5ページを御覧ください。

9の森林の整備と保全に係る指標のうち、3つ目の指標です。県産木材の供給量でございます。

この指標は、計画改定時の平成27年度に年間8万7,000立方メートルだった県産木材の供給量を平成33年度までに年間11万6,000立方メートルにすることを目標としたものでございます。平成29年度は、木材価格の低迷による森林所有者の伐採意欲の低減や担い手不足などのために計画改定時の平成27年度の実績を下回りました。引き続き、森林組合などと連携し、集約化、団地化することにより収益が出ている事例を説明することや、担い手の育成確保を図ってまいります。

環境基本計画の34の施策の指標のうち計画改定時から改善していない4項目について御説明をさせていただきました。今後も、目標達成に向けて、より一層の努力をしてまいりたいと考えております。

なお、この環境基本計画の進捗状況につきましては、本日、環境審議会に御報告させていただきましたとともに、例年、県議会におきましては12月定例県議会に年次報告書として提出、報告をさせていただいております。また、県のホームページにも掲載させていただき、県民の方への周知を図らせていただいているところでございます。

大変雑駁ではございますけれども、以上で私からの説明のほうを終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○宮崎（あ）議長 平成29年度における環境基本計画の進捗状況について説明がございました。

それでは、御意見あるいは御質問をお願いいたします。

なお、県におかれましては、委員各位からの質問などについて課長さんだけでなく、適宜、担当の方からお答えをいただいても結構ですので、よろしくお願いいたします。

秋山委員、どうぞ。

○秋山委員 今説明に使った2ページの地盤沈下の関係ですけれども、埼玉県内574地点、観測をされていると。これは、どういう方法でこの地点が選ばれ、どういう方法で観測がなされ、これは365日ずっと監視をされているのかどうか。

春日部市は県東部にあって、1970年代などはもう数十センチずつ地盤が沈下していた。年間2cm未満ということになって、この改善というのはどういうことが最もこの改善につながっているのか、こういう点で教えていただけたらと思います。

以上です。

○宮崎（あ）議長 それでは、県のほうからの御回答をお願いいたします。

○田中水環境課長 まず、測定についてですが、およそ八高線より東側の地域で測っております。1

年間に1度高低差を0.1ミリ単位まで読み取れる精度の高い、いわゆる1級水準測量で地盤の変動を測っております。それで、等量線、高さの地図を作りまして、測定の結果を公表しているものでございます。

この結果は、近隣都県、都それから千葉県、茨城県、群馬県周りのところと整合を図りながら公表をしております。

それから、なぜ改善につながったかということでございますが、やはり昭和の時代は非常に地下水を汲み上げておりました。汲み上げ量を減らして、そして地盤沈下を抑えたというふうに考えております。

以上でございます。

○秋山委員 よくわかりました。

年1回地点を決めてということですが、その地点の何かこう印（石ぐいが打ってある等）があるか。そういうものがないと漠然として、春日部のどこあたりというんじゃ話にならないと思うんですけども、これはもうきちんとしたものがあって、そこで比較をすると、こういうことなんでしょう。

○田中水環境課長 はい、そのとおりでございます。

測量のための基準点というのがありますので、それを使っております。

○宮崎（あ）議長 秋山委員、よろしいでしょうか。

それでは、ほかに御意見、御質問等ありますでしょうか。

小島委員、お願いします。

○小島委員 先ほど御説明いただいた数値と直接関係することではないんですが、関連事項としてエネルギーに関して。太陽光発電の設備の設置数が増加していて、全国第2位となっているということですが、太陽光発電などの自然再生エネルギーはとても必要なことだと思いますが、マイナス要因もある場合があります。例えば小さい単位で雑木林とかが開発されて太陽光発電の施設に置きかえているようなところがあると思いますけれども、これからどんどん増やしていくということだと思うんですけども、県としてのそういった面での対策というのはあるのでしょうか。

○高柳エネルギー環境課長 ありがとうございます。

今御質問にありました埼玉県では太陽光発電が増えているというお話をいただきました。これにつきましては、住宅用のいわゆる10キロワット未満の小規模の屋根に乗せる太陽光が全国で愛知県に次いで2番目に多いという状況になってございます。

それから、今、委員の御指摘にございましたように、太陽光の設置に当たって周辺環境に影響を与えとか、木を伐採して新たに太陽光を設置するですとか、そういった状況も住宅の太陽光とは別に県内では進んでいるところがございますけれども、県といたしましては安全に、まず太陽光を設置していただくということと、それから周辺の環境と調和した形での太陽光設置をお願いすると。

それから、安全にですね、災害等につながらないような形での設置をお願いするというところで、県のほうで太陽光設置に係るガイドラインのひな型というものをつくりまして、それを県内の市町村に対してお示しをさせていただいて、そのガイドラインに沿った形で安全に安心して太陽光発電が設置されるようにということで事業を進めているところでございます。

○小島委員 ありがとうございます。

○宮崎（あ）議長 それでは、ほかに御質問、御意見ありましたらお願いします。

森川委員、お願いします。

○森川委員 全国水質ワースト5ですが、どこかが必ずワースト5になるものだと思うんですね。もちろん、ワースト5というのは余りうれしくないことなので、そうではない方がよいのですが、実際のBODの値がどれだけ良くなっているのかを説明できれば、書いておいてください。ここで×だけだと、県民の皆さんが心配になるのではないかなと思うので、いかがですか。

○田中水環境課長 確かに、BODの数字はよくなってきております。総体的にどうしてもワースト5という形に入ってきておりますが、平成25年当時というのはBODで綾瀬川、中川とも3.8という数字が出てきておりそれでワースト1、2という時代がございました。しかし、生活排水対策などにより水質がよくなってきておりまして、平成29年度は中川が2.4、それから綾瀬川、入間川も2.3というふうに、アユが棲める水質と言われる3ミリグラムを大幅に下回っているような状態でございます。

確かに、今現在2.3ないし2.4という数字を書いておいたほうがわかりやすいかと思えます。参考にさせていただきます。

○宮崎（あ）議長 よろしいでしょうか。そのほかには御質問、御意見、いかがですか。

土屋委員、お願いします。

○土屋委員 今、全国水質ワースト5の質問がありましたが、ここで入間川がランクインしたということで、入間川の状況、例えば企業の汚染水である等、様々な汚染があると思うんですが、どういう状況で水質が悪化したのか確認したいなと思えます。

それと、以前、川越市に流れていた不老川は昔、全国一汚い川だなんて言われていましたが、現在は不老川の状況はどうか、確認したいと思えます。

○田中水環境課長 入間川がランクした原因でございますが、先ほど環境政策課長からも説明させていただきましたが、昨年度は荒川の夏場の渇水がございまして、入間川もかなり水量が落ちておりました。このため、ワースト5に入ったものではないかというふうに考えております。

平成28年は、入間川は1.0ミリグラムという非常に低い数字でしたので、平成29年度に2.3となったというのは、やはり渇水の影響が大きいのではないかと考えております。ほかに何か発生源などがないかということでございますが、入間川の入間大橋付近で特筆すべき大規模な開発か、または新たな発生源となるような工場の新設はございませんでしたし、大きな水質事故が起こったということもございませんでした。ということで、水量が少なかったというのが原因ではないかというふうに考えております。

もう1点の不老川でございまして、不老川につきましても以前は非常にBODが高い値でしたが、ここ最近下がってきております。しかし、平成29年度、やはり不老川も荒川水系でございまして、水量が少なく、BODの値は上がったというふうに考えております。

○宮崎（あ）議長 よろしいでしょうか。

ほかには、では岩岡委員にお願いいたします。

○岩岡委員 最近消費者の間で環境のことについて関連して2つほど話題になっていて、1つは最近

の新聞報道なんかで大分報道されているプラスチックの海洋汚染、この計画でいくと廃棄物を減らすという中に含まれているんだと思いますけれども、プラスチックをあまり使わないようにするという点について、どういう施策を県は考えているか、お聞きしたいというのが1点目です。

それから、2つ目は森林の関係で盗伐といいますかね、刈って盗んじゃうというのが多く出てきているということもありまして、ちゃんと森が管理されているということは災害を防ぐということで大変重要だと思っております。大雨が多く、土砂災害等が増えている中で、そこら辺の管理等についても、環境からは少し離れてしまうかもしれませんが、森を管理の変化が起きてきているのではと思っておりますので、併せて県のお考え等をお聞かせ願えればと思います。

以上です。

○宮崎（あ）議長 では、まずプラスチックの汚染のほうからお願いできればと思います。

○河原塚資源循環推進課長 資源循環推進課長です。

使い捨てプラスチックの関係で、委員御指摘のとおり昨今非常にテレビや新聞、マスメディアで非常に大きく取り上げられているところでございます。一番代表的なものとしては、やはり使い捨てのレジ袋ということがありますが、県内ではレジ袋についてはおおむね、ほぼスーパーマーケットのほうですが、ポイント制ですとか有料化ですとか、そういった形で取組というのはかなり、80%以上取り組まれているというふう聞いております。

ただ、話題の使い捨てのストローですとか、いろんな使い捨てのプラスチックが、日常生活に必要なものであるため、なるべくそれらを使わないような方向で、こういった使い捨てプラスチックは環境にいろんな影響があるということをお県の3R講座とか、あるいは地域清掃活動団体とか、そういうところで普及を今現在もしているところでございます。来年以降の取組については、また今後検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○宮崎（あ）議長 よろしいでしょうか。では、2点目の森林の盗伐についてお願いいたします。

○田島森づくり課主幹 森づくり課でございます。

まず、森林の盗伐についてでございます。埼玉県においては、錯誤で伐ることはあったにしても、近年、盗伐の事例は報告されておられません。

次に、管理全般についての話ですが、人工林については植栽したときから手入れが必要になってくるわけですが、それらについては事業者の方がしっかりやっています。人工林の中で条件が非常に悪くて、経済林としてやっていけない森林については、県がみどりの基金などを活用しまして針広混交林化を行っています。針葉樹と広葉樹がまじった森林に誘導していく事業を行って適正な管理を進めている状況でございます。

○宮崎（あ）議長 よろしいでしょうか。

では、そのほかに御質問、御意見。

では、新井委員にお願いします。

○新井委員 次世代自動車の普及割合についてお伺いします。目標値が33%ということなんです、次世代自動車というと大体ハイブリッド、EV、CEV、あと低公害ディーゼル、その4種類くらい

だと思うんですが、この33%はそれぞれに目標値が種類別にあるのかどうか、あればその数値を教えてください。

○高柳エネルギー環境課長 ありがとうございます。

今、委員から御質問いただきました、それぞれの目標値が種類別にあるのかどうかということなんですが、特にそこについては設けておりません。ただ、現状で見ますと、委員も御承知のとおりハイブリッドがほぼ8割、9割を占めている状況でございまして、今後33%達成するに当たっても、やはりハイブリッド自動車を中心に今お話のあったEVですとかCEV、そういったものが中核をなしていくのではないかとというふうに考えてございます。

○宮崎（あ）議長 よろしいですか。

では、そのほかに御質問。

では田上委員、お願いいたします。

○田上委員 5ページの森林の整備と保全の中の県産木材の供給量についての目標の設定に関してなんですけれども、33年度の目標が11万6,000とあります。それから、平成27年度の改定時に8万7,000に下げているにもかかわらず、達成できていない理由、もしくは設定した目標の根拠を示していただければと思います。

それから、もう一つ、何度か話に出ていますが、太陽光の件なんですけれども、今日、新聞に載っていた話題なんですけど、原発の再稼働を理由に九州電力が太陽光の発電を停止要求する可能性があるというのが新聞で報道されていたのですが、こういうことが可能性として出てきているということに対して、こちらは原発のという話題とは関係ないんですが、太陽光発電どんどん、いいです、やっってくださいとあって、そういうことが起きているということに対して、やっぱりちょっと太陽光については考えていかなきゃいけないことなのかなと思います。

あと、もう一つは、太陽光発電、パネルの処分、要は廃棄物になることが想定されているにも関わらず、その辺の想定が全く数字として出てきていない現状を、今はいっばいつくってくださいというふうにしていて、廃棄するときに困りましたねというんじゃないというのを県のほうとしては考えていただきたいなと思いますので、その辺をどう考えているのかお聞かせ願えればと思います。

○宮崎（あ）議長 それでは、2点の御質問、御意見をいただきましたけれども、まずは県産木材の点についてお願いいたします。

○田島森づくり課主幹 森づくり課でございます。

県産木材の目標達成が未達成の理由としましては、まず木材価格の低迷がありまして、森林所有者の収入が少ないということがあります。さらに伐採をした後には当然植栽をしなければいけない義務があるわけなんですけれども、その植栽にも多額の費用がかかってしまいます。特に、近年シカ等の獣害があるため、植えた木を食べられてしまうなど、伐採をためらって木を出すということがしづらい状況がございまして。

また、担い手の不足というのもございまして。ベテランの作業員さんが辞められたりとか組合等の作業班の方々が減少しているということがございまして。

また、森林を効率的に管理し、木材を出すためには、団地化、集約化が必要だがそれが進んでいな

いところがございます。

それと、今回、特記事項的なことになるのですけれども、国有林の伐採、搬出が昨年度は中止されていたことがございます。年間で2,000立方メートルぐらい出しているのですが、その分が少なくなっているということもございます。

木材の供給量の減少については以上でございます。

目標値につきましては、埼玉県内にある森林の量と今後どのくらいの量を経済林としてやっていくかということシミュレーションして目標の数値を出しているものでございます。

以上です。

○宮崎（あ）議長 田上委員、よろしいでしょうか、1点目に関して。

○田上委員 修正は必要ないですか。目標値は。

○田島森づくり課主幹 現在のところは修正はなしでお願いしたいと思っております。

○宮崎（あ）議長 それでは、続きまして2点目の太陽光発電についてお願いいたします。

○高柳エネルギー環境課長 太陽光発電の関係の九州の案件について、私のほうから御説明をさせていただきます。

まず、九州という土地柄なんですけれども、太陽光発電に適した長い日照時間等、そういった影響もありまして、かなり九州地方では太陽光発電が多く普及しているという状況でございます。かなり以前から、九州地方では太陽光発電が普及するに従って需要と供給のバランスが将来的には崩れてくるおそれがあるということが予想されておりまして、正確ではないんですが、平成26年度あたりにそういった事態を想定して需要と供給のバランスが崩れる場合については、太陽光発電の発電を停止するという前提のもとに、その話を決めた以降の太陽光発電の設置については、そういった場合については出力を停止するという条件のもとに太陽光発電を設置したという経緯がございます。

ですから、一応、強制的に要請されて停止はするんですけれども、それは約束事ということで、もともと定められていたものに対して需要と供給のバランスで、電力の需要と供給のバランスが崩れるおそれが生じた際には、そういった措置をとるということでございますので、これはひとえに太陽光発電をできるだけ増やしていくために、やむを得ずとっている出力制御と言っておりますけれども、その措置だというふうに考えております。

○宮崎（あ）議長 続きまして、廃棄に関して。

○酒井産業廃棄物指導課長 太陽光パネルの廃棄についてですが、現在、太陽光パネルというのは20年から30年ぐらいの寿命があると言われております。排出のピークは、国のほうで予測する段階では20年後ぐらいにそのピークがくると言われております。埼玉県においても、特に住宅の上ですとか、あと大規模な発電設備なんかもありますので、その廃棄に間に合うように20年後に県内で処理できるように、今の段階から県と業界団体であります環境産業振興協会、それと実際処理する処分業者さん、そこで研究会を立ち上げておりまして、県内で安価で安全に処理できる体制を構築するように研究、検討を始めているところでございます。

○宮崎（あ）議長 よろしいですか。

○田上委員 ありがとうございます。

まず、九州の話は私もよくそこまでわかっていなかったもので、ありがとうございました。

それから、太陽光のガイドラインのひな型は一般の私たちも閲覧が可能ですか。

○高柳エネルギー環境課長 そのガイドライン、私どものほうでやっております、一応県のホームページにひな型の案を載せております、それを県内の各市町村にお示しをさせていただいて、各市町村がそれを参考にして地域の実情に合ったガイドラインというものを設置いただくように進めているところでございます。

○田上委員 ちょっと先ほどのお話あったときに、そんな話していたかもしれないと思って、もう一度確認しますが、太陽光発電の設置するに当たって、景観に合ったとか、そういうことをおっしゃられたと思うんだけど、私が住んでいる加須市は水田が広がっているような形の景観ですけれども、その中に太陽光基地があるというのが景観に合っているのかなというのでは、合っていないと思いますし、豪雨で土砂崩れが起きるといのは各地で、西日本で起きていると思うんですけれども、山を切り崩して太陽光発電をつくった場所が土砂崩れを起こしているというのも聞いていますので、埼玉県で言えば山があるほうでは太陽光発電をつくることは不可能なんじゃないかなと思うし、私たちのいる加須市の水田のほうでは景観には合わないので、太陽光基地をつくっちゃいけないんじゃないかなと思うので、そういう意味でいえば太陽光の基地のあり方というの厳しく、そういうふうにしていく必要があるんじゃないかなと思います。当然ですけれども、その廃棄についてもきちんと念押しをした上でというふうに設置していってもらわないと、再生可能エネルギーという名の廃棄物をどんどん増やすことになってしまうので、その辺はまだ盛り込んでいなければ、盛り込んでいただきたいですし、そのガイドラインのひな型はよく読んでみたいと思います。ありがとうございました。

○宮崎（あ）議長 活発な御討論、どうもありがとうございました。

それでは、そろそろ次の報告に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、報告事項②第12次埼玉県鳥獣保護管理事業計画の変更についてでございます。

県からの御説明をお願いいたします。

○梅本みどり自然課長 それでは、報告事項2、第12次埼玉県鳥獣保護管理事業計画の変更について説明させていただきます。着席させていただきます。

お手元の報告事項2-1を御覧ください。

ここにお示したのは、国の法令改正に伴う第12次埼玉県鳥獣保護管理事業計画の一部変更でございます。お手数ですが、報告事項2-2、次のページを御覧ください。

本件の概要につきまして、この資料に基づいて上から順次御説明いたします。

まず、上の枠内のオオタカの国内希少野生動植物種等の指定解除に係る法令改正のうち、種の保存法施行令の一部改正についてでございます。

環境省が取りまとめております環境省レッドリストにおいて、当時の直近2回の調査でオオタカがいずれ準絶滅危惧（NT）のカテゴリーに位置づけられたことから、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令、いわゆる種の保存法施行令を一部改正し、オオタカの国内希少野生動植物種の指定を解除いたしました。

これを受けまして、次に矢印の下、鳥獣保護管理法施行規則の一部改正というのが行われました。

これは今申し上げた種の保存法施行令の一部改正に伴いまして、環境省が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則、いわゆる鳥獣保護管理法施行規則を一部改正しまして、オオタカの希少鳥獣の指定を解除するとともに、希少鳥獣から外れたオオタカの保護を引き続き図るために、新たに販売禁止鳥獣に指定したものでございます。

次に、矢印の下に移ってください。

オオタカが希少種から外れたことで、オオタカの違法な捕獲を助長するおそれが懸念されることから、環境省は鳥獣保護管理法に基づく鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針、いわゆる基本指針にオオタカの捕獲の原則禁止等について明記することで、引き続き国としてオオタカの保護を図る方針を今回取りました。

その基本指針の具体的な改正内容につきましては、矢印の下、基本指針の一部改正を御覧ください。

今申し上げた考え方に基きまして、環境省は基本指針にオオタカの捕獲の原則禁止について記載するとともに、鳥獣保護管理法施行規則の一部改正によりオオタカを新たに販売禁止鳥獣に指定したことから、法令に基づき例外的にオオタカの販売を許可する場合の条件等を記載いたしました。

次に、下の枠内に移りまして、今申し上げた国の基本指針の変更に伴う今回の第12次埼玉県鳥獣保護管理事業計画の一部変更について御説明いたします。

まず、オオタカの捕獲と販売に係る埼玉県の方針の表についてでございます。

表の上にありますとおり、オオタカの捕獲と販売に分けて御説明いたします。

初めに、捕獲についてですが、表のすぐ右下の小さな枠内、オオタカの埼玉県レッドリストランクの推移を御覧ください。カテゴリー分けの全県評価を実施しております第2次レッドリスト以降、埼玉県レッドリストにおきましてはオオタカは一貫して絶滅危惧Ⅱ類（VU）に分類されております。国は、環境省レッドリストが準絶滅危惧Ⅱ類（NT）で推移していることから、オオタカを希少種から外しましたが、埼玉県としては絶滅危惧Ⅱ類であることから、オオタカは引き続き希少種であると位置づけております。現行の県の計画では、希少な鳥獣等について捕獲を許可しないとしておりますので、捕獲については引き続き許可しないということで変更なしということでございます。

次に、オオタカの販売についてでございます。鳥獣保護管理法施行規則の一部改正により、新たに販売禁止鳥獣に指定されたオオタカの販売が例外的に認められるのは法令上、学術目的や博物館、動物園等での展示などの目的に限られます。先ほど御説明申し上げましたとおり、環境省がオオタカの販売を法令に基づき許可する場合の条件等について、基本指針に記載をいたしました。現行の県の計画には、オオタカの販売を許可する場合の条件等についての記載がないため、国の基本指針に則して国で示しております基本指針と同じ文言を県の計画に記載するものでございます。

具体的には、お手数ですが、参考資料2-1、次のページを御覧ください。

この表の下半分の黒い太枠になっている部分が今回の計画の変更に係る新旧対照表でございます。下線部分が今回国の基本指針に倣って計画を変更する部分でございます。オオタカに係る記載のほか、鳥獣保護管理法上の販売禁止鳥獣が以前はヤマドリのみであったことから、ヤマドリという文言についても一部整理されております。太枠で囲んでいる上半分の表のところは、国の基本指針の新旧対照表でございますが、変更後の基本指針と県の計画を上下で見比べていただくと分かりますとおり、

国の基本指針の文言をそのまま県の計画に記載しているのがお分かりいただけるかと存じます。

以上のとおり、今回は国の基本指針の一部変更に伴い、変更後の基本指針に則して計画の一部変更を行うことにいたしました。

簡単ではございますけれども、以上で説明を終わらせていただきます。

○宮崎（あ）議長 ただいまの御説明について御意見あるいは御質問をお願いいたします。

小島委員、お願いします。

○小島委員 今回、オオタカが指定解除されたということで、それに伴う変更ということで承知しているのですが、やっぱり私も実際に狭山丘陵とかに入って、日々森を見ている人からオオタカが減っているという声をよく聞きます。でも、考え方としてちょっと全体を見て、その数値で決めていくやり方は、環境省のほうですけれども、どうかなとも思うのですが、県ではオオタカの保護指針もありまして、今後継続的に県内のオオタカの状況をモニタリングして、必要であれば再度登録していくというような方針でいくということでしょうか。

○梅本みどり自然課長 県としましては、委員御指摘のとおり埼玉県オオタカ等保護指針というものを策定しておりまして、今回指定解除されましたけれども、引き続きこの指針に基づいて保護対策を推進していくという形で取り組んでまいります。

○小島委員 ありがとうございます。

○宮崎（あ）議長 それでは、ほかに御意見、御質問、秋山委員、お願いします。

○秋山委員 大変素朴な質問で恐縮ですけれども、とってはいけないものがなぜ売買の対象となるんですか。

それから、オオタカは多分、鷹匠などが利用できる鳥ではないかと思いますが、これに対する許可は出るのでしょうか。

○梅本みどり自然課長 捕獲されないのに、何で販売されるのかというところなんですけれども、捕獲自体、今回は都道府県に許可権限が移行するものでございます。埼玉県としては捕獲を認めないという形ですけれども、仮に他県等で捕獲されたオオタカが県内の事業者さんとかが販売するという場合も、可能性がございますので、販売については記載をさせていただくという形でございます。

○秋山委員 鷹匠は。

○梅本みどり自然課長 ちょっと鷹匠に対する許可というのはですね、こちらでも把握していないんですけれども、基本的に捕獲する場合というのは学術目的ですとか、あと動物園とか博物館で展示する場合に限られますので、ちょっと事例としては正直、こちらでは把握しておりません。

○宮崎（あ）議長 それでは、ほかに御質問、御意見いかがでしょうか。

土屋委員、お願いします。

○土屋委員 オオタカは今、そちらで把握している範囲で、何羽ぐらいに増えましたか。何羽ぐらいっておかしいですけどもね、解除する前と解除した後、どのくらい変わったのか。

それと、こういう猛禽類というのはオオタカ以外に、例えばチョウゲンボウでありますとかノスリだとか、結構、埼玉県いると思うんですよ。他のこういう生物というのは、オオタカに限られているのか、その辺ちょっとお伺いしたいなと思います。

○梅本みどり自然課長 1つ目の生息数の話ですけれども、全体として何羽ではなくてですね、生息状況調査というのを県ではしております、営巣地の箇所というのを登録しております。現在であれば、170カ所くらい営巣地というのがございます。そこで巣立ちのヒナの確認、何羽巣立ったかという確認はしているんですけれども、これが今29年度の数値として45羽ぐらい。実は、この羽数というのが過去10年くらいさかのぼって、例えば平成24年で51羽ぐらいで、大体40から50ぐらいを推移しているんで、極端に増えているとか、そういう状況ではないので、そういう状況も踏まえて県では先ほど申しあげましたとおり絶滅危惧Ⅱ類という形で分類されているという状況でございます。なので、巣立ちの数から考えても、生息数も極端に増えているものではないと考えられます。

もう一つ、猛禽類につきましては、確かにオオタカ以外にも先ほどチョウゲンボウですとか、あとクマダカですとか、いろいろあるんですけれども、オオタカというのは特に生態系の中でもシンボルとされているもので、猛禽類保護の中でも特にオオタカが棲めるようなところは生態系としていい状態が保たれているというシンボリックなものなので、環境省としてもその保護指針みたいなものを定めていますし、それを受けて県としてもオオタカに限って特出しした保護指針を定めて保護しているという状況でございます。

○土屋委員 圏央道ですか、三芳町と所沢の、オオタカがいるということで開発がかなり遅れたという話は聞いているんですけれどもね。実際に、そこにオオタカがいたのかどうかも、ちょっと私確認できていないのですが、ただ本当に希少の猛禽類だということで、開発を遅らせて、こういう形で今回は解除になったみたいなんですけれども、余り細かく保護するという形になってくると、計画自体が後手に回ってしまうんじゃないかなと思うんですよね。開発と保護というのは、どのように考えて、懸念だっていると思うんですけれどもね、今回こういうふうに解除になったということでもありますけれども、さっきもちょっとお話ししたとおり猛禽類というのはほかにもオオタカ以外にいっぱいいると思いますし、保護ももちろん大事ですし、また開発のほうも、この埼玉県はしていかななくちゃならないというのはあると思うんですけれども、その辺の考えはどうでしょう。

○梅本みどり自然課長 委員おっしゃるとおり、開発と保護の関係ってすごく難しいところがあると思います。

現在は、先ほど申しあげたとおり生息数も大きく回復しているという状況ではないので、例えば開発する場合にその営巣している地点から半径400メートル以内を開発する場合は事業の回避か、回避できない場合は生息状況の調査ですとか保護施策の実施というのをお願いしております。また、この半径1.5キロメートルの範囲内にある場合は、オオタカが繁殖していない時期の工事の実施ですとかということをお願いしている状況です。

今の状況ですと、極端に生息数が回復しているわけではないので、この方針のもと開発事業者さんと、また地元の保護団体さんですとか、そういう方々とよく話し合っただけだと考えているところがございます。

○土屋委員 ありがとうございます。

例えば、オオタカ以外に最近随分問題になっているのがカラスなんですよ。カラスはとれないとか、捕獲できないという話になっていますけれども、結構ごみ置き場でごみをあさったり、散らかしたり

と、いろいろあるんですよね。やっぱりその辺の状況を検討しながら、保護などを考えなければなら  
ないかなと思いますが、これは意見ですから結構です。

○宮崎（あ）議長 ありがとうございます。

では、あと1件ほど、泉委員、お願いします。

○泉委員 今回のオオタカのことにつきまして少々意見を述べさせていただきます。

現在の埼玉県森林の状況から考えますと、例えば低地から丘陵地、台地、低山帯、山地、そして、  
亜高山帯の森林の全体を考えますと、やはり大分森林のほう荒れてきているようなことを受けとめ  
ます。シカが、低地で暮らしているものが雁坂峠等、山梨県の県境までシカが入り込んでいるとい  
う状況の中で、やはり森が健全の中で初めて生態系の頂点であるオオタカが生息する環境が、特にオ  
オタカというのは生息範囲が広いわけですから、もう本当に私たちが自然を守る、常に森林を守ると  
いうことが優先的であると思いますけれども、自然再生でオオタカが増えていただければ、本当はよろ  
しいんでしょうけれども、現在の森林の状況はいかかなものかと私は感じております。

以上でございます。

○宮崎（あ）議長 ありがとうございます。御意見ということでよろしいでしょうか。

では、最後ということで藤川委員、お願いします。

○藤川委員 今回、基本指針の一部改正ということで許可する場合の条件の中に、販売数量は現に保  
有する数量に限定するというふうにあります。現在、誰がどこでどれだけのオオタカを保有してい  
るという数量というのは県として把握をしているのでしょうか。

○梅本みどり自然課長 全体として、これだけ保有していますというのは把握しておりません。

○藤川委員 把握してないとすると、例えば密猟してきて、これは現に保有しているものという  
ような申告がされてしまうと、この条件というのは機能しないのかなと思うんですが、埼玉県以外、  
他の県では把握しているのでしょうか。

○梅本みどり自然課長 把握しているという県をほかには把握はしておりません。ただ、実際今、委  
員おっしゃるとおり密輸して持ってきて販売するということが、例えば密輸してきて販売するみたい  
なこともあると思うんですけれども、この販売するという許可を出す際に、実際そこは余り実態とし  
て販売しますという許可件数って全国でも例がないんですけれども、実態としてですね。なので、置  
いているけれども、実例がありませんというところではあるんですけれども、実際仮に足輪を交付す  
るみたいな話になったときは、どうやってこれ入手したんですかというところは確認することになる  
のかなと考えております。

○藤川委員 そうすると、個別の事案に応じて条件を、調査のほうはしっかりしていただいたほうが  
いいのかなと思いますので、よろしくをお願いします。

○宮崎（あ）議長 ありがとうございます。

では、そろそろ次の議題にいきたいかと思いますが、よろしいでしょうか。

続きまして、報告事項の③番、鳥獣保護区の期間更新等についてでございます。

それでは、県からの御説明をよろしくお願いいたします。

○梅本みどり自然課長 引き続きまして、報告事項3、鳥獣保護区及び特定猟具使用禁止区域（銃）

の期間更新についての説明をさせていただきます。着座にて失礼します。

お手元の報告事項3の1ページを御覧ください。

ここにお示ししましたのは、今回期間更新を行います鳥獣保護区の一覧でございます。この6カ所の鳥獣保護区は、平成30年10月31日に期間満了を迎えます。これを更新し、平成40年までの10年間、引き続き鳥獣保護区とするものでございます。

恐れ入りますが、参考資料の3を御覧ください。

1の(1)にございますとおり、鳥獣保護区というのは鳥獣の保護を図るため、特に必要があると認められる区域を環境大臣または都道府県知事が指定するものでございます。指定された区域内での鳥獣の捕獲は、研究目的や有害鳥獣捕獲などを行う場合を除いて禁止されるものでございます。

1ページ下段の(2)にございますとおり、埼玉県知事が指定している鳥獣保護区は現在64カ所、約3万ヘクタールとなっております。参考の欄にございますとおり、7つの区がございまして、⑦の身近な鳥獣生息地が38カ所で一番多くなっております。

1枚めくっていただいて、2ページ目の一番上を御覧ください。

(3)鳥獣保護区の存続期間と期間更新でございます。

法令上は20年以内の期間を定めて更新できるとされておりますが、埼玉県では社会情勢の変化に対応するために、存続期間を原則として10年としまして、10年ごとに更新を行っているものでございます。

続きまして、特定猟具使用禁止区域(銃)についてでございます。

恐れ入りますが、報告事項3の資料に戻りまして2ページ目を御覧ください。

今回、存続期限を迎える特定猟具使用禁止区域(銃)の一覧を記載しております。この11カ所の特定猟具使用禁止区域は平成30年10月31日に期間満了を迎えます。これまでは鳥獣保護区と同様に、10年に区切って更新しておりましたが、当区域は住宅密集地や危険回避の必要がある地域を指定しているものであって、今後解除される可能性が極めて低いこと、また法令上も更新期限は定めがないことから、昨年度更新を迎えた区域から存続期間を無期限としているもので、今回も無期限とするものでございます。

1枚めくっていただきまして、3ページ目を御覧ください。

今回の区域変更を行う特定猟具使用禁止区域(銃)を記載しております。今回拡大する区域は、今まで鉛散弾以外を使えば銃猟ができる区域でしたが、このたび地域住民から地元市町に対しまして要望書が提出され、新たに49.6ヘクタールを銃猟禁止区域とするものでございます。

再度、参考資料3の2ページを御覧ください。

2の(1)にございますとおり、特定猟具使用禁止区域というのは危険の予防あるいは静穏の保持のため、狩猟を行う場合、文字どおり特定の猟具に限って使用が禁止される区域のことでございまして、埼玉県内では銃についてのみ使用を禁止する区域を指定しております。そのため、お手元の資料などでは特定猟具使用禁止区域(銃)という表記をしております。

(2)県内の特定猟具使用禁止区域(銃)の指定状況を御覧ください。

県内では、この区域の指定状況は現在126カ所、約20万8,000ヘクタールとなっております。

恐れ入りますが、報告事項3の4ページに戻っていただきまして、4ページ目を御覧ください。

指定猟法禁止区域の変更についてお示ししております。これは、先ほど御説明した、前のページで御説明した川島の特定猟具使用禁止区域（銃）の拡大に伴う縮小という形でございます。これによって、今まで鉛散弾での銃猟のみを禁止しておりましたが、今後は銃の使用そのものが禁止されるものでございます。

恐縮ですが、最後に参考資料3の2ページ目を御覧ください。

下段の3にございますとおり、指定猟法禁止区域というのは水鳥の鉛中毒事故が発生するおそれの高い水辺地域におきまして指定する区域でございます。県内では3カ所を指定しており、期限は無期限となっております。

以上、御説明いたしました1の（1）鳥獣保護区の期間更新及び2の（1）特定猟具使用禁止区域の期間更新につきましては、地元市町や利害関係人から意見を聴取したところ、異議の表明はございませんでした。また、2の（2）特定猟具使用禁止区域の変更、3の指定猟法禁止区域の変更は地元市町の要望に基づいて行うものでございまして、これにつきましても地域住民や利害関係人からの意見を聴取したところ、異議の表明はございませんでした。

以上のとおり、期間更新や区域変更を行うこととしましたので、御報告させていただきます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○宮崎（あ）議長 ありがとうございます。

ただいまの説明について御意見あるいは御質問をお願いいたします。

いかがでしょうか。

土屋委員、どうぞ。

○土屋委員 銃が駄目だということになりますと、かすみ網というのは大丈夫なんですか。

○梅本みどり自然課長 かすみ網自体がですね、猟法として法律上禁止されているので、使えないものでございます。

○土屋委員 埼玉県全域、かすみは駄目だということですね。

○梅本みどり自然課長 そうでございます。

○宮崎（あ）議長 ほかにはいかがでしょうか。御意見、御質問等ありましたら、お願いいたします。

田上委員、お願いします。

○田上委員 禁止区域の話ですけれども、先ほどのお話だと利害関係のある人だったり、地元の方たちの理解は得られてますみたいなお話だったのですが、また自分の住んでいる場所に目を向けてみるとですね、私が住んでいるところは加須市の利根川のすぐそばなんです。もう利根川の川の中にトビが営巣して何羽も飛んでます。もうとてもたくさん飛んでいます。ただ、禁止区域にはなっておりません。ハンターの人がいいたら、もう格好のえじきになるんじゃないかなと、今この図面をいただいたときに思いましたけれども、地域の方の理解が得られていることだけで区域を決めていいのかなと思うんですね。

例えば、先ほどの話を戻すと、オオタカがいます、開発できませんという話になるのであれば、何かの動物が確認できたので、ここは禁止区域になっちゃいますね、しょうがないですねという話の持

っていき方をしてもいいんじゃないかなと。それで反発があったりするようだったら、もっと話を深めていったらいいんじゃないかなと思うのですけれども、県の北部というか、加須市、渡良瀬遊水池が禁止区域になっていますけれども、それに伴って禁止区域になっていない場所にたくさん、トビに限らず、水鳥といますか、その辺の野鳥はたくさん飛んでいるし、いますので、かといってそれを捕まえている人がいるかという、見たことないので、禁止にしても困る人はいないんじゃないかなと思うんです。

だから、そういう意味では違うアプローチがあってもいいんじゃないかなと思うので、そういう動物がいっぱい確認できるので、ここも禁止にしていこうかなと思いますという示し方があってもいいんじゃないかなと思います。いかがでしょうか。

○梅本みどり自然課長 そうですね、基本的に地元の方の理解、またそこで鳥撃ちなど狩猟される方もいらっしゃる中で、猟友会の方などもいらっしゃる中で、双方が折り合いがつかうところで、この区域というのは設定していくものだと思っております。

ここで見られる鳥獣につきましても、狩猟鳥獣じゃない場合もあると思いますし、狩猟鳥獣が中にいたり、またどれくらいの割合いるかというのによって、ハンターの方がそこで狩猟をするかどうかというのも変わってくると思います。

なので、もちろんその地元に住まわれている方もそうですし、狩猟をされている方の御意見も伺いながら、そこでどういう形、禁止していくのがいいのか、銃を丸々禁止にするのがいいのか、鉛散弾を禁止するのがいいのかというのは、幅広くそこに関係する方の意見を伺った上で市町からの要望が上がってきたものについて判断していくという考え方で進めていきたいと思っております。

○田上委員 だから、その判断の基準として狩猟鳥獣がいるとかいないとか、そういうところと地元の人に話を決めて、従来型で続けていこうと思いますというお話でよろしいんですかね。

今言ったみたいに、何か違う動物が発見されたから、ここも禁止にしていこうかというアプローチをしていくような検討がされるのかされないのかというのは、どうなんでしょうか。

○梅本みどり自然課長 そこで仮に、例えばすごい希少な鳥獣がそこにだけ営巣しているという場合が仮に発見されたとしたらですね、その希少鳥獣を守るために禁止にするとか、そこは個別の状況によって判断していくものだと考えております。

○田上委員 はい、わかりました。

○宮崎（あ）議長 ほかに何か御意見、御質問等ありますでしょうか。

では、本件に関しては以上ということにしたいと思います。

そうしますと、これで本日の審議会の議題は全て終了いたしました。

最後に、委員の皆様より何か御発言がございましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。

小島委員、お願いします。

○小島委員 最初の議題でちょっと言いそびれたところがありまして、川の自然と再生のことに関してですが、川の自然という指標がアユの棲めるものとか、水質だけが判断基準になっているのかなという気がしていたのですが、川は構造とか、蛇行しているですとか、低地があるとか、河川敷の植生を含めて川だと思っただけですね。タイトルにもあります恵み豊かな緑や川に彩られ、生物の多様性に富

んだ自然共生社会づくりということですので、生物多様性に富んだ川というのはどういうものなのかという視点で、次回、川のことを見るときの基準を何か考えていかなければならないのではという意見です。

○宮崎（あ）議長 ありがとうございます。

特によろしいですか。

他には何かありますか。よろしいでしょうか。

それでは、平成30年度第1回環境審議会を閉じたいと存じます。

本日は御協力、どうもありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

○司会 ありがとうございました。

環境審議会の審議状況につきましては、議事録及び議事資料をホームページに掲載いたします。

また、次回は平成31年1月頃に予定しておりますので、よろしく願います。

以上をもちまして、平成30年度第1回埼玉県環境審議会を閉会させていただきます。

15時34分閉会